○津山市多子世帯応援事業実施要綱

令和５年７月１日

津山市告示第90号

（目的）

第１条　この告示は、津山市多子世帯応援給付金（以下「応援金」という。）を支給することにより、多子世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てできる環境を整備するとともに、児童の健全な発育及び福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　養育　子を監護し、かつ、これと生計を一、又はその生計を維持することをいう。

(2)　児童　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第４条第１項に規定する児童（父又は母の前配偶者等との間に生まれた子及び養子を含み、満18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者をいう。次号から第５号までにおいて同じ。）

(3)　対象児　児童のうち、応援金の支給額の算定の基礎となる者（次号及び第５号に規定する対象児となる年齢に達する日（以下「対象児年齢到達日」という。）時点において対象児に該当した児童で、事情の変化により申請日時点において対象児に該当しなくなった者を含む。）

(4)　第２子対象児　現に２人以上の児童の養育をしている世帯の子で、現に養育をされている児童の年長者から数えて２番目に出生した対象児（令和３年４月１日以降に出生した児童に限る。）をいう。

(5)　第３子以降対象児　現に３人以上の児童の養育をしている世帯の子で、現に養育をされている児童の年長者から数えて３番目以降に出生した対象児（令和２年４月１日以降に出生した児童に限る。）をいう。

（支給対象者等）

第３条　応援金の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者又はこれに準ずると認められる者とする。

(1)　現に対象児と同一世帯に同居し、かつ、対象児の養育をしている父又は母

(2)　対象児年齢到達日の属する年の１月１日から申請日までの期間において、対象児及びその父又は母が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者

２　支給対象者に対して支給する応援金の額は、次の表のとおりとする。

区分	応援金の額	
	対象児年齢	支給額
第２子対象児	満１歳時	10万円

	満2歳時	10万円
第3子以降対象児	満1歳時	10万円
	満2歳時	10万円
	満3歳時	10万円

3　応援金は、対象児が前項の表の対象児年齢に到達した際に、各対象児年齢につき1回限り支給する。

4　応援金は、対象児が令和8年3月31日までに第2項の表の対象児年齢に到達している場合に限り支給する。

（応援金の支給申請）

第4条　応援金の支給を受けようとする支給対象者（以下「申請者」という。）は、市長が必要と認める書類を添えて、対象児ごとに申請書を市長に提出しなければならない。

2　市長は、前項の規定による申請の際、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させることにより、当該申請者の本人確認を行う。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

3　第1項の規定による申請は、津山市補助金等交付規則（昭和42年津山市規則第13号）第9条の規定による実績報告を兼ねるものとする。

（申請期限）

第5条　申請期限は、対象児年齢到達日の翌日（以下「申請受付開始日」という。）から起算して6月を経過する日の属する月の末日までとする。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

（支給決定等）

第6条　市長は、第4条第1項の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは支給を決定し、決定通知書により申請者に通知するとともに、応援金を支給するものとする。

2　前項の規定による応援金の支給決定の通知は、津山市補助金等交付規則第9条の2の規定による補助金等の額の確定の通知を兼ねるものとする。

（不当利得の返還）

第7条　市長は、応援金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した者又は偽りその他不正の手段により応援金の支給を受けた者に対し、支給を行った応援金の返還を求める。

（調査等）

第8条　市長は、応援金の支給に関し必要があると認めるときは、申請者への質問、調査又は必要な書類の提出を求めることができる。

（支給の取扱い）

第9条　市長が第6条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給決定した年度の翌年度の4月末日までに支給ができなかったときは、申請は取り下げられたものとみなし、当該支給決定を取り消す。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第10条　応援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第11条　この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

（施行期日）

1　この告示は、公示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

（経過措置）

2　申請受付開始日が令和5年4月1日から同年6月30日までの間である対象児に係る第5条の規定の適用については、同条中「対象児年齢到達日の翌日（以下「申請受付開始日」という。）から起算して6月を経過する日の属する月の末日まで」とあるのは、「令和5年12月31日まで」とする。

（失効等）

3　この告示は、令和9年3月31日（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。ただし、失効日前にこの告示の規定により応援金の支給決定又は支給を受けた者については、この告示は、失効日以後も、なおその効力を有する。